

10 うるま市立中原小学校「いじめ防止」基本方針

平成27年1月 策定
うるま市立中原小学校

1 目的

本方針は、いじめ防止対策推進第13条に基づき、本校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての中原っ子が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいい、いじめが起こった場所は、学校内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

3 基本的な考え方

(1) 基本理念

中原小学校は、児童が安心かつ安全に生活及び学習することができる環境づくりのために、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの未然防止に学校組織として取り組む。

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての中原っ子が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができるよう、校内・校外を問わず、いじめが行われないことを趣旨として、いじめの防止対策に全力を傾ける。

また、全ての中原っ子がいじめを行わず、いじめを認識しながら、傍観・無視・放置・隠蔽することがないよう、指導を徹底する。

そのため、いじめの防止対策を通して、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、中原っ子一人一人が十分に理解できるように、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、うるま市、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を根絶することをめざす。

(2) 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全ての中原っ子に「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを継続指導し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

4 いじめ防止に対する本校の基本方針

方針 : 「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」学校・学年・学級の雰囲気づくりに努める。

方針 : 校長、学級担任、関係主任(生徒指導主任・教育相談担当・人権教育主任・道徳教育推進教諭)、全教職員、全児童、保護者の役割を自覚し、いじめの根絶に全力を傾ける。

方針 : 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

方針 : 道徳の時間を要とした教育活動を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる。

方針 : いじめ未然防止やいじめの早期発見・早期対応のために、適切な手段を講じる。

方針 : いじめの未然防止、早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・関係機関と協力して解決にあたる。

方針 : 学校と保護者が協力して事後指導にあたる。

方針 : 「報告・連絡・相談・確認」を確実にを行う。

5 いじめ防止に取り組むための組織と流れ

学年会

開催日：毎週木曜日の放課後
 構成員：各学年の学級担任

生徒指導部会

開催日：毎月第3火曜日の放課後
 構成員：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当児童担任

いじめ防止対策委員会（子ども理解会議）

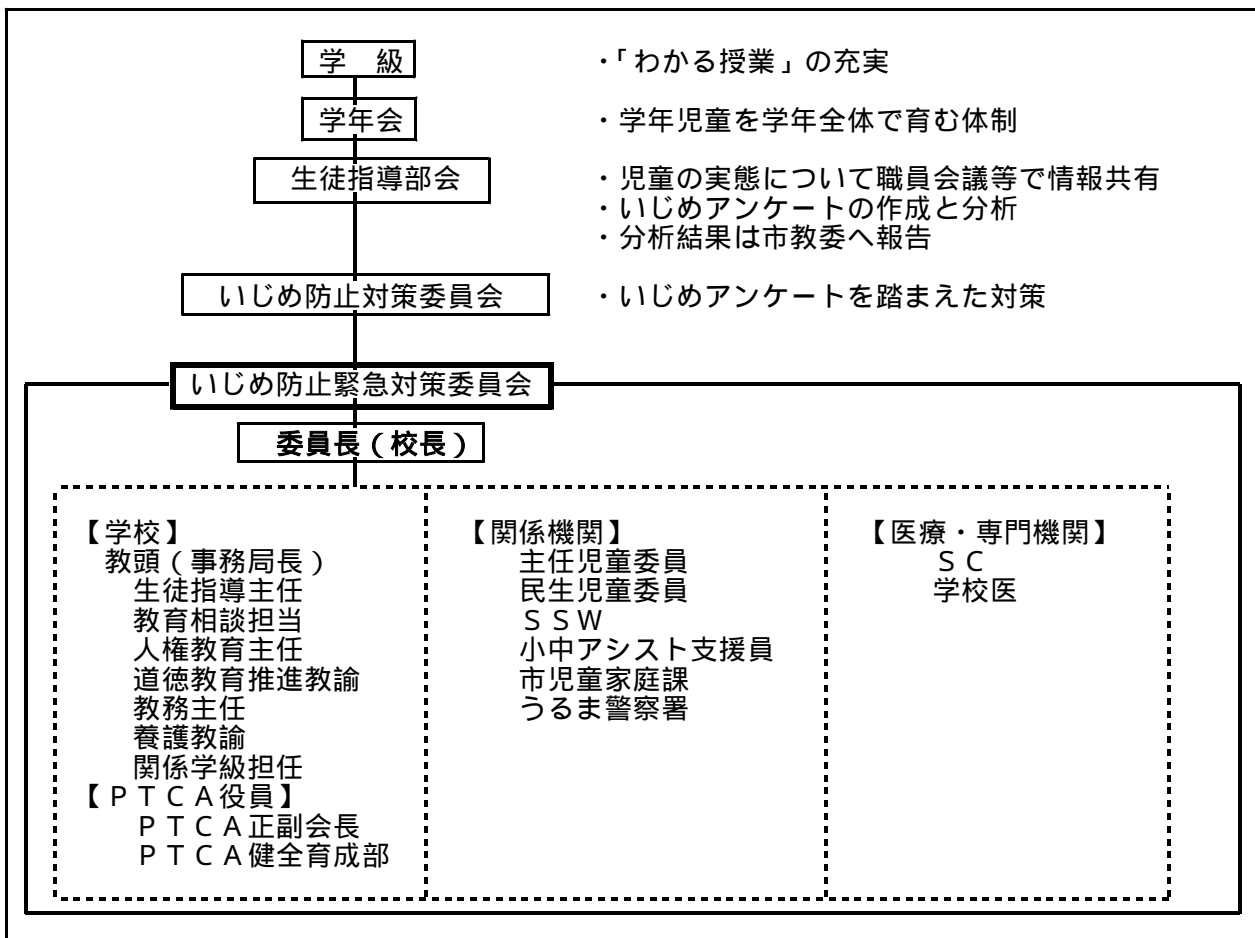
開催日：毎月第1火曜日の放課後
 構成員：全職員

いじめ防止緊急対策委員会

開催日：緊急を要する事案が発生した場合に開催
 構成員：校長・教頭・教務主任・関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育・道徳教育推進教諭・養護教諭・当該児童の学級担任・他）、PTCA会長・副会長、PTCA健全育成保健体育部、主任児童委員、民生児童委員、SC、SSW、小中アシスト支援員・うるま警察署、児童家庭課、関係機関



緊急の場合



6 いじめ防止に向けた役割と具体的取組 [1] [2] [3]

[1] 「いじめの未然防止」について

【教職員】

(1) 校長

学校教育目標2「明るくやさしく、心豊かな子」の具体的目標について、職員会議等を通して、全職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科指導に下すよう指示する。

「明るくやさしく、心豊かな子」の具体的目標	「学校経営計画」P21
1 いい笑顔、いい言葉、いい心で礼儀正しい子 明るいあいさつや返事、言葉遣いができる。 清潔感に満ちた小学生らしい身なりができる。	
2 他者の気持ちやいたみのわかる子 助け合い、励まし合い、協力し合うことができる。 弱い人をいたわり、動植物をかわいがることができる。 友を大切にし、言葉で他人を傷つけないよう気配りができる。	
3 ルールやマナーを守り、集団のために協力する子 「中原っ子のきまり」を守って行動することができる。 学級、学年、学校のルールを守って行動することができる。 働くことの大切さを知り、進んで協力することができる。	
4 物を大切にし、後始末ができる子 持ち物に記名し、自分の物や公共物を大切にすることができる。 整理・整頓・清掃・清潔を心がけることができる。	

校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」の雰囲気为学校全体に醸成する。

学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。

宿泊学習（5年）や職場見学（6年）、校外学習、体験的活動等、児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に推進する。

いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（いじめ撲滅宣言）

学校便りやホームページで、「いじめ防止対策推進法」及び「中原小学校いじめ防止基本方針」の啓発に努める。

(2) 教職員

「いじめ防止対策推進法第8条」（学校及び教職員の責務）を踏まえ、教職員全体が一丸となっていじめ防止への使命感と責務を認識する。

いじめ防止対策推進法第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
--

日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」の雰囲気をつくる。

はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

人権教育の充実

- ・毎月第2月曜日の「人権を考える日」を充実させる。（確実に実施する）
 - ・人権標語の募集や立て看板設置等については、PTCA健全育成部と連携して行う。
- いじめ等に関する内容をテーマにした道徳または特別活動（話し合い活動）の授業を公開する。（1学期の日曜授業参観等）

(3) 学級担任・教科担任

一人一人を大切に「わかる授業」の充実に努める。

児童が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業時間である。教師は、授業が児童の苦痛になっていないか、ストレスを高めていないか、授業中に児童の不安や不満が高められていないかを常に意識し、「わかる授業」の充実に努めることが重要である。 テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての児童が授業に参加できる、授業場面で「わかった」という喜びを味わえる授業を実践することにより、学力向上はもちろん、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

- ・学年・学級経営の充実 キーワードは「集団づくり」と「授業づくり」
- ・学年集会や学年行事を通して、学年の一員としての所属感を味わわせる。
- ・日常的な授業を充実させる。「毎日が学力向上月間」「45分が勝負」「お客さんをつくらない」
- ・授業や行事の中で、活躍できる場面を設定する。
- ・道徳の時間や「人権を考える日」を要に、学校の教育活動全体を通して、自他の大切さを理解させる。(個々の価値観等の理解)
- ・週1時間の道徳の授業を充実させる。「私たちの道徳」、情報モラル)
- ・朝の清掃活動や親子PTCA作業等、奉仕的体験活動への積極的参加を意識づける。

(4) 養護教諭

学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。研修した資料等を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。生命を脅かす危険な行為、遊びについて、保健だよりや全校朝会等で児童に理解させる。生徒指導・教育相談・人権教育主任と連携の下、いじめ防止対策委員会を補佐する。

(5) 関係主任(生徒指導・教育相談・人権教育)

いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。研修会等での資料や実践例の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。教育相談週間の持ち方、情報の共有の仕方について話し合う。

(6) 研究主任

夏季休業中及び冬季休業中に、いじめ問題・道徳教育研修会・情報モラル研修会・教育相談研修会・生徒指導研修会等に係る行内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

(7) 道徳教育推進教諭・平和教育主任

道徳教育研修会等での資料や実践例、「私たちの道徳」の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化を図る。
「戦争は人間として絶対に許されない」=「いじめは人間として絶対に許されない」とし、生命を脅かすいじめは、学校生活における児童一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

【児童】

善悪の判断ができる。
「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを理解する。
はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
携帯電話やインターネットのマナーを理解する。
地域行事や体験活動、ボランティア活動に積極的に参加する。

【保護者・地域】

「いじめ防止対策推進法第9条」(保護者の責務)の理解

いじめ防止対策推進法第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導・その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
・地域行事や体験活動への参加を促す。
わが子に関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発を行う。
(保護者総会や学級懇談会における保護者同士の情報交換、教育講演会の実施)
わが子の頑張りをしっかり認めてほめること、悪いことをしたときは、はっきりと叱る、ブレない子育てを心がける。
父親の子育てへの積極的参加を啓発する。

[2] 「早期発見」について

【教職員】

(1) 校長

日頃から、気軽に話せるようコミュニケーションづくりに努め、児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備をする。

学校における教育相談が、児童の困り感や悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

・点検方法（日常的な授業参観、S C・教育相談員との連携・情報交換、学校評価等）

(2) 教職員

休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

日常的に、児童一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情や行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の子ども理解会議で、全教職員に気になる児童の状況を説明し、情報の共有化、対応等（声かけや支援の仕方）について、確認を行う。

集団から離れて一人である児童への声かけや支援に努める。

個別面談や年3回（6・10・2月）の教育相談アンケート調査による情報収集を行う。

児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追及

(3) 学級担任・教科担任

日常的に児童を継続観察し、信頼関係を築けるよう児童理解に努める。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

休み時間や放課後の児童とのスキンシップや雑談の中などで、交友関係や悩み、困り感を把握できるようにし、共感的な態度で悩みを聞く。

毎週金曜日の教育相談日を活用し、気になる児童への声かけや教育相談を行う。

悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。

(4) 養護教諭

保健室を利用する児童の様子に注意深く目を配るとともに、悩みや困り感を抱えていないかなど、健康相談及び教育相談の支援に努める。

(5) 関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育）

年3回（6・10・2月）の教育相談アンケート調査を実施し、分析活用する。

生徒指導、教育相談、人権教育の実施等、全校体制で計画的に実践する。

保健室やスクールカウンセラー・教育相談員等による相談室の利用について、全教職員及び児童、保護者に周知する。

教育相談日の実施（毎週金曜日）

・小さな変化も見逃さず、児童の実態に応じて相談の時間を設定する。

・児童の抱える不安や悩み、困り感を受け止め、解消するための支援や声かけを工夫する。

【児童】

悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を身に付ける。

悩みや気になることがあったら、アンケートや日記に書くことができる。

先生方や親にも言えない悩みがあったら、スクールカウンセラー・教育相談員等に相談できることを理解する。

【保護者・地域】

(1) 保護者

・我が子の悩みや相談にしっかりと耳を傾け、気になることについては、速やかに学校に連絡する。

・日常的・積極的な子どもとの会話に努める。

・日常的に、服装の汚れや乱れ、けがのチェックに努め、気になることがあれば、学級担任に連絡する。

・我が子の持ち物の紛失や増加に注意する。

(2) 地域

・地域での子ども様子の様子に変容が見られたら、「地域の子どもは、地域で育てる」の気持ちで、声かけや支援を行い、速やかに学校や家庭に知らせる幼にする。（地域見守り隊）

[3] 「いじめに対する措置」について

1 情報を集める

【教職員】

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。

児童や保護者から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、メモを取りながら真摯に傾聴する。

発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に配慮を要する。

いじめた児童が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。

教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。

- ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。
- イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ウ 一つの情報にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

2 指導・支援体制を組む

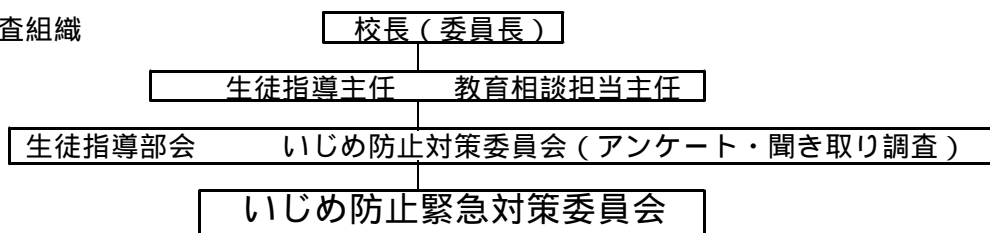
【教職員】

正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

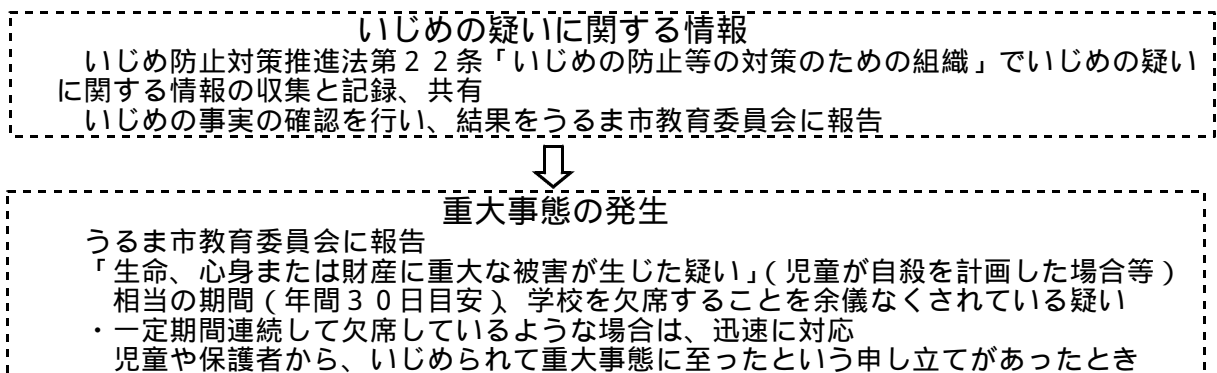
- ア いじめられた児童やいじめた児童への対応（学級担任、他）
- イ その保護者への対応（校長、学級担任、他）
- ウ 教育委員会や関係期間等への連絡・対応（教頭、他）

7 重大事態への対処

(1) 調査組織

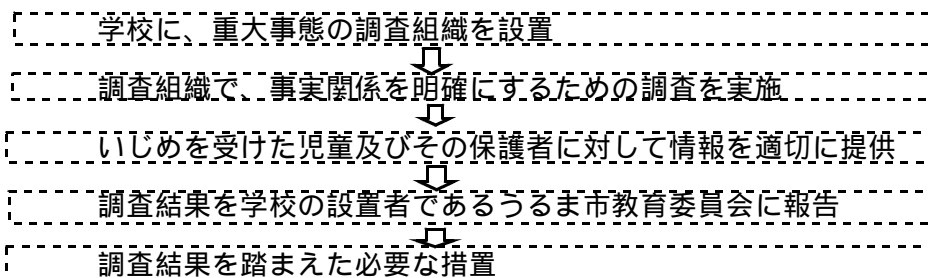


(2) 重大事態対応フロー図



【学校が調査主体の場合】

学校の設置者であるうるま市教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応にあたる。



- (3) 懲戒権の行使
教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。
- (4) 直接、いじめを行っていない児童への対応
傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさを理解する。
言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さを指導する。
- (5) 保護者への連絡と支援・助言
いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。
いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導する。
どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成する。
- (6) 保護者への対応
いじめられた側の保護者
・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで、事実や心情の把握に努める。
・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力を求める。
いじめた側の保護者
・いじめられた児童を守る対応をすることへの理解を求める。
・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けることをお願いする。
・被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）をお願いする。
・問題解決へ向けた学校の方針に対する理解と協力を求める。
- (7) 教育委員会・関係機関との連携
いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに、うるま市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。（児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様）
いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、うるま警察署（少年課）と連携する。
- (8) 学校評価の実施
いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果と対応策について公表する。
教職員自己評価（7月・12月）
児童アンケート（12月）
保護者アンケート（12月）
学校評価の公表（1月）